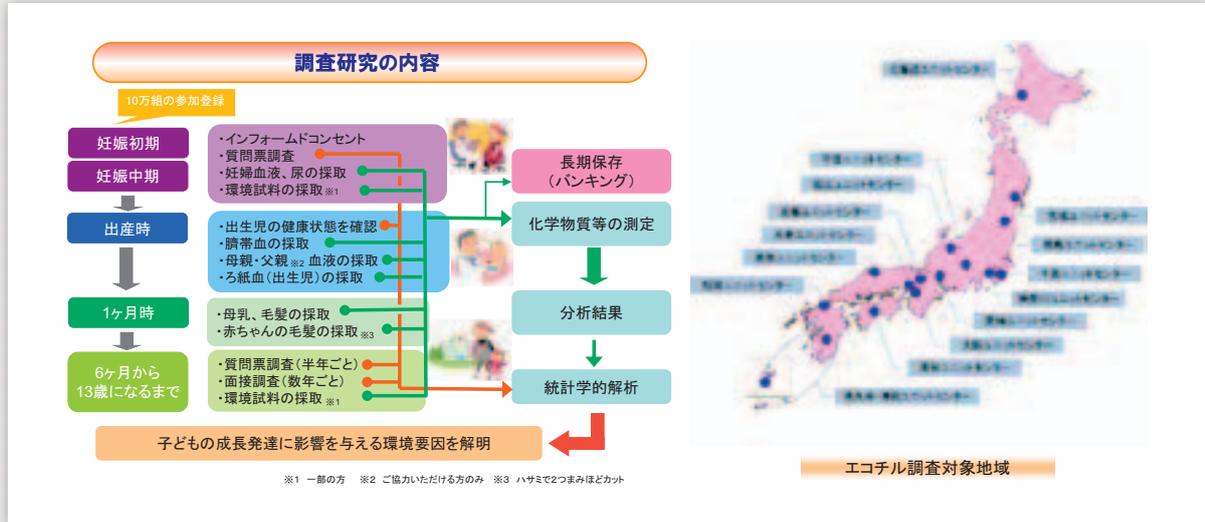


第2-2-5図 エコチル調査について



資料：環境省資料

注：本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

(ひとり親家庭支援)

ひとり親家庭への支援を推進する

ひとり親家庭等に対する支援については、2015（平成27）年12月21日に就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することを目的としたひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトを策定した。

(第2章第1節4参照)

子育て・生活支援

母子及び父子並びに寡婦福祉法において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭の子供に対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けている。

また、未就学児のいる家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業や、ひとり親家庭に対する育児や健康面等の生活支援に関する相談や講習会の実施、ひとり親家庭の児童の学習支援、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティア

の児童の家庭への派遣等の実施、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行うひとり親家庭等生活向上支援事業を実施している。

なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）においては、ひとり親家庭等の利用支援を行う地方公共団体に対して補助を実施している。

就業支援

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことは、非常に重要であり、

- ・就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業、
- ・地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、
- ・看護師等の資格取得のために養成機関在学中の生活費の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金等事業、

- ・高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図るひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、
 - ・ひとり親の学び直しを支援することでより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、
 - ・個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定しきめ細かな生活支援や就業支援等を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業や、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所等とハローワークが連携して就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、
 - ・母子家庭の母等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する特定求職者雇用開発助成金、
- など様々な支援を実施している。

養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、2002（平成14）年の「母子及び寡婦福祉法」の改正により、養育費支払いの責務等を明記するとともに、養育費に関するリーフレット等を配布し扶養義務の履行を確保するための広報を実施している。また、「民事執行法」（昭和54年法律第4号）の改正による強制執行手続の改善が図られてきたところである。

2007（平成19）年度より、地方公共団体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととともに、国においては養育費相談支援センター

を設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している。

2011（平成23）年6月に民法（明治29年法律第89号）が改正され（2012（平成24）年4月1日施行）、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健やかな成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、2012（平成24）年度から、母子家庭等就業・自立支援事業の新たなメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援（相談、日程調整、付添い等）を行う事業を実施し、面会交流に関する相談支援体制の充実も図っている。

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。さらに、2014（平成26）年の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律では、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設された。2010（平成22）年の児童扶養手当法改正法においては、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010（平成22）年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。

児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円（36年ぶりの引き上げ）に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円（22年ぶりの引き上げ）とするなど、「児童扶養手当法の

一部を改正する法律」が2016（平成28）年通常国会（第190回国会）で成立した。

（児童虐待の防止、社会的養護の充実）

児童虐待防止に向けた普及啓発

2004（平成16）年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っており、月間中は、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2015（平成27）年度は、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月8日・神奈川県横浜市）、広報用ポスター、リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介おりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（新聞、インターネットテレビ等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、民間団体（児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

児童相談所全国共通ダイヤルについて、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などにためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、2015（平成27）年7月1日から、これまでの10桁番号（0570-064-000）から3桁番号（189）に変更し、運用を開始した。

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待防止対策強化プロジェクト

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。）及び、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や民法等の一部を改正する法律（平成

23年法律第61号）による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2014（平成26）年度には児童虐待防止法制定直前の約7.6倍に当たる、8万8,931件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、2015（平成27）年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」が決定された。（「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」と併せて「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」として決定。）

・発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に基づき、児童虐待の防止等に向け、以下の対策等を進めていくこととした。

- 発生予防：地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。
- 発生時の迅速・的確な対応：児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。
- 自立支援：被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られ

ることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

また、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村・児童相談所の体制の強化、子育て世代包括支援センターの法定化、里親委託の推進等を内容とした「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2016（平成28）年3月に国会に提出した。

・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策を提言として取りまとめている。2015（平成27）年度においては第11次報告を取りまとめ、望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知や、要保護児童対策地域協議会の特性を活かした関係機関における連携の強化、検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止などの具体的な対応策の提言を行っている。

・学校による取組

学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2006（平成18）年、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究報告書を取りまとめた。これを踏まえ、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、虐待を受けた子供への支援等について教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成し、2009（平成21）年、学校現場においてより幅広い活用が図られるようCD-ROM化し、教育委員会に配布した。

2010（平成22）年3月、文部科学省は、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な

第2-2-6図

「児童虐待防止推進月間」 啓発用ポスター



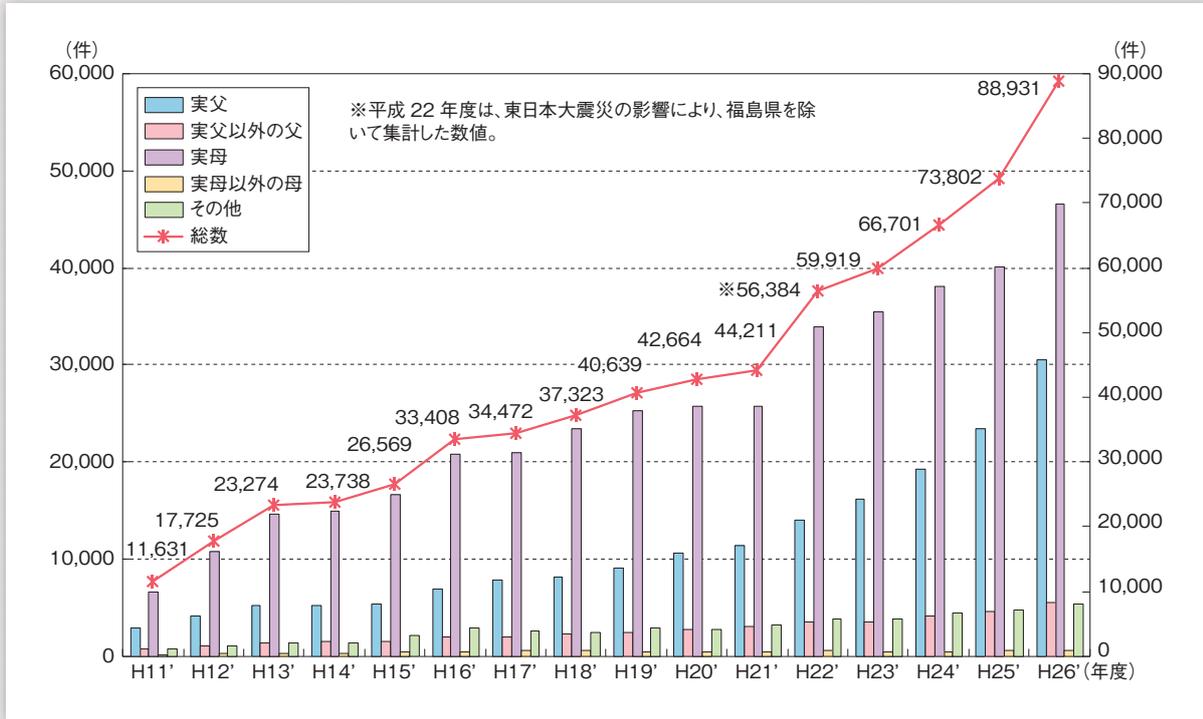
資料：厚生労働省資料

情報提供の実施方法等に関する指針を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛に通知した。2011（平成23）年3月には、同指針に基づく実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、2012（平成24）年3月、これらの取組を踏まえ、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に通知した。これらの通知を踏まえた早期発見努力義務及び通告義務等については、各種会議を通じて周知徹底を図っている。

また、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007（平成19）年12月に配布している。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

第2-2-7図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳



資料：厚生労働省資料

注：2010年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

社会的養護の充実

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

その中で、2010（平成22）年の年末から2011（平成23）年の年始にかけてタイガーマスクの名前で全国各地の児童養護施設等に善意の寄付が相次いだ。社会全体で社会的養護が必要な子供たちを温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では2011年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題について集中的に検討し、同年7月に、同委員会

及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めている。

家庭的養護の推進

虐待を受けた子供等、家庭での養育に欠ける子供に対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。

このような観点から、ケア形態の小規模化

を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

一方、里親制度においては、要保護児童を里親の家庭に迎え入れ、家庭的な環境の中で養育を行う重要な制度であり、その拡充を図る必要がある。

このため、2011（平成23）年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定した。里親委託率を伸ばしている地方公共団体は、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。また、2008（平成20）年度より里親支援機関事業を創設、2012（平成24）年度より里親支援専門相談員を児童養護施設と乳児院に配置できるようにしたところであり、今後も、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備ながら、里親委託を推進していくこととしており、2015（平成27）年3月末現在、里親及びファミリーホームへの委託児童の割合は16.5%であるが、2015年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、2019（平成31）年度末までに22%にすることを目標としている。これらケア形態の小規模化や里親等への委託を推進するため、各都道府県（一部の政令市及び児童相談所設置市を含む。）において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、2015年度から2029（平成41）年度末までの15年間に、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれ概ね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定しており、計画に基づいた取組が開始されている。

また、養子縁組や里親委託等の家庭的養護

の推進等を内容とした「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2016（平成28）年3月に国会に提出した。

施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子供たちが他の子供たちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子供を受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009（平成21）年改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2007（平成19）年度から、施設等を退所する子供等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施するとともに、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

さらに、2015（平成27）年12月に「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定し、家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くための自立支援貸付事業を創設することなど、児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するための取組を実施している。

被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、

適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応が必要となる。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示したところである。

社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設における第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととされた。これを受け、2011（平成23）年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

2012（平成24）年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、社会的養護関係施設第三者評価の評価基準を策定した。

また、2014（平成26）年度には、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるよう、評価基準の見直しを行った。

さらに、2015（平成27）年度予算には、虐待を受けた子供等をより家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の

職員給与の改善を行ったところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

（障害のある子供等への支援）

障害のある子供等への支援

障害のある子供への支援に関して、障害者に関するもっとも基本的な法律である「障害者基本法」には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んでいる。また、政府は、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」に沿って総合的かつ計画的な施策の推進を図っているが、2013年（平成25）年9月には、2011（平成23）年7月成立の改正障害者基本法により内閣府に設置された障害者政策委員会の意見等を踏まえ、2017（平成29）年度までの概ね5年間実施すべき施策をまとめた第3次障害者基本計画を策定した。この中で、教育については、インクルーシブ教育システムを構築することや、療育については、障害児支援の充実などを盛り込んでいる。

さらに2013（平成25）年6月、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立した。2015（平成27）年2月24日には、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定した。

この基本方針には、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する旨や、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を

問わず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨が盛り込まれている。

また、2016（平成28）年4月の法施行に向けて、基本方針を踏まえて、国の行政機関の長及び独立行政法人等における対応要領、主務大臣における対応指針の作成等を進めるとともに、同法に係る国民への周知広報を行った。

障害のある子供の保育等

障害のある子供に対して、児童福祉法に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援や保育所等訪問支援を実施している。また、従来から引き続き、家族の休息などができるように一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

また、障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974（昭和49）年度より、障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003（平成15）年度より一般財源化し、2007（平成19）年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充をしている（2013（平成25）年度実施か所数：15,087か所、対象児童53,322人）。

このほか、障害のある子供を受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、幼稚園においても、特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015（平成27）年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図っているところである。

発達障害のある子供への支援の充実

発達障害のある子供への支援については、2005（平成17）年4月に施行された「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）を踏まえ、発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。地域生活支援事業の「発達障害者支援体制整備」においては、発達障害のある子供の早期発見に有効とされるスクリーニングツールの導入を促進し、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング（発達障害者の親が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援）を実施しているところである。

また、同じく地域生活支援事業における「巡回支援専門員整備」においては、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、地域における発達障害のあ

る子供に対する支援体制の充実を図っているところである。

「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

特別支援教育の推進

障害のある子供の教育については、2007（平成19）年4月に学校教育法を改正し、障害のある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育制度に転換した。本改正により、小・中学校等においても、発達障害を含む障害のある子供に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。この新しい特別支援教育制度の下、2014（平成26）年に批准した障害者権利条約を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のため、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において適切な指導及び必要な支援が行われている。

この特別支援教育制度への転換や、社会の変化や子供の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育課程の基準の改善として、2009（平成21）年3月に特別支援学校の学習指導要領等を改訂し、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育の充実などを行った。

また、2008（平成20）年及び2009年3月に改訂した幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等についても、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定するなど、特別支援教育に関す

る記述を充実したところである。

インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方については、2012（平成24）年7月、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において専門的な調査審議が行われ、2012（平成24）年7月に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」として取りまとめられた。報告では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の在り方、就学相談・就学先決定の在り方、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について提言されているところである。

本報告等を踏まえ、2013（平成25）年8月、障害のある児童生徒等の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とせず、障害の状態等を踏まえた総合的な判断を市町村教育委員会が行う仕組みとするなどの学校教育法施行令の改正を行った。

また、障害のある子供に適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題であるため、大学への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上に取り組むとともに、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」、「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」等の各種事業の実施や、障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置のほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究、研修、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「支援機器等教材ポータルサイト」、

「発達障害教育情報センター」を通じた情報提供等を通じて、特別支援教育の推進を図っている。

(ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援)

地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）においては、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして若者の就業と自立に向けた支援を行っていくため、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、子供・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要とされている。

このため、内閣府では「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施しており、2016（平成28）年4月1日現在、89か所の地方公共団体に子ども・若者支援地域協議会が設置されている。また、困難を有する子供・若者に対する支援に携わる人材養成を図るため、アウトリーチ（訪問支援）研修を始めとする各種研修を実施している。

遺児への支援

東日本大震災被災地の子供と家族に対する健康・生活支援として、2014（平成26）年度に「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設、2015（平成27）年度より復興庁所管の被災者健康・生活支援総合交付金内の事業として引き続き計上し、児童精神科医等が巡回相談により子供の心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・

援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕）において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006（平成18）年10月に施行された「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

定住外国人の子供に対する就学支援

2015（平成27）年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は7万6,282人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2014（平成26）年5月現在で2万9,198人であり、前回調査の2012（平成24）年度と比べて2,185人（約8.1%）増加しており、多数在籍している。

外国人については、保護者が希望する場合には、その子供を公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができ、その支援のために以下のような施策を行っている。

・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する事業を実施

- ・就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施
- ・日本語指導を含む個別の課題解決のために、各都道府県からの申請に応じ、教職員定数を加配措置
- ・独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則を一部改正、2014（平成26）年1月14日公布、4月1日施行）